

「第43回江東区民まつり中央まつり」協賛団体募集要項

江東区民まつり中央実行委員会（以下「実行委員会」という）は、江東区民まつり中央まつり（以下「区民まつり」という）の趣旨に賛同し、ご協賛いただける団体を募集しています。

1 協賛の種類

協賛金（1口5万円より）

2 協賛団体が得られる特典

- (1) 開催当日、来場者に配布する「ガイド」および「ポスター」、会場各所の案内板に団体名を掲載。
- (2) 江東区ホームページの区民まつり協賛団体ページに、団体名を掲載。
- (3) 当日、場内放送で団体名をアナウンス。
- (4) 協賛金3口以上の場合、開催の約2週間前から江東区役所前に設置する大型看板に団体名を掲載。
- (5) 協賛金4口以上の場合、会場内での出店が可能。
（テント1張[縦2.7m×横3.6m×高さ2.6m]、机、椅子）

※ 団体名の掲載文字の大きさは、協賛金額によって異なります。

4 協賛金納付方法

申込内容を確認後、順次請求書を送付いたします。

※ 振込手数料は、貴団体にてご負担くださるようお願いいたします。

5 協賛申込期限

令和7年5月30日（金）

6 申込方法

本要項を確認いただき、ウェブフォームまたは別紙「第43回江東区民まつり中央まつり」協賛申込書をメール・FAX・郵送にてご送付ください。

7 協賛申込書の不受理等

実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込書を受理しないことがあります。その際には、申込者に対しその旨を通知させていただきます。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれがある団体からの申込。
- (2) 法令又は公序良俗に反する団体からの申込。
- (3) その他、実行委員会が不適当と判断する場合。

8 その他

- (1) 区民まつりは、荒天等やむを得ない事情により、全部または一部が中止となることがあります。開催の可否は、実行委員会が別途定める中止判断基準に基づいて判断いたします。中止となった場合でも、いただきました協賛金等はその全額についてご返金できかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 協賛に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ誠意をもって解決にあたります。